

水道料金収納事務等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

I. 概要

本業務は、御嵩町水道事業における水道料金収納事務等の事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため民間事業者へ委託するものです。

今回、本業務を発注するにあたって、公募型プロポーザル方式により提案内容を審査し、受注者を決定することとしました。

II. 委託名称等

1. 委託名称 水道料金収納事務等業務委託

2. 委託内容

- (1) 検針・調定業務
- (2) 窓口業務
- (3) 収納業務
- (4) 再開休止等業務
- (5) 宅内検査代理業務
- (6) 貯蔵品管理業務
- (7) (1)から(6)に付帯する帳票作成及び発注者の指定する資料作成及び報告

※詳細は、別紙「水道料金収納事務等業務委託仕様書」に示す。

3. 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約日から令和3年3月31日までは準備期間とする。

4. 発注者 御嵩町水道事業
事務局

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239-1

御嵩町役場 上下水道課 庶務係 担当：長谷川・生駒

TEL 0574-67-2111 (内線2132)

Eメール：jo-syomu@town.mitake.lg.jp

III. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

1. 御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号。以下「審査要領」という。）第6条第1項に規定する名簿に登録され、かつ当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
2. 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと。
3. 参加申請等の受付を開始する日以降に、国・その他地方公共団体・御嵩町において工事請負等契約に係る指名停止の措置を受けている期間がないこと。
4. 平成27年度以降に自治体の水道事業における上記IIの2の業務を受注した実績を有すること。
5. 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
6. 仕様書及び特記仕様書に定める事項を履行できること。
7. その他、発注者側との協議に柔軟、真摯に対応できること。

IV. プロポーザルの実施スケジュール

1. 本町ホームページにて実施要領等の公示 令和2年12月18日(金)
(御嵩町公式ホームページ: <https://www.town.mitake.lg.jp/>)
参加申請受付開始
2. 参加申請受付期限 令和3年1月 6日(水) 午後5時
3. 提出図書提出要請通知 令和3年1月 7日(木)
4. 質疑受付期間 令和3年1月 8日(金)～令和3年1月13日(水) 午後5時
5. 質疑回答 令和3年1月19日(火)
6. 提出図書提出期限 令和3年1月26日(火) 午後5時
7. プレゼンテーション 令和3年2月 3日(水)
8. 審査結果の通知 審査後1週間以内に発送
9. 契約 令和3年3月(予定)

V. 参加申請

1. 提出方法
 - ① 提出先は事務局とし、期限は、令和3年1月6日(水) 午後5時必着とします。
郵送や宅配による提出の場合も、提出期限日の午後5時までに到着した分までとします。
郵送や宅配の際には、必ず電話等により受付の確認を願います。
 - ② 提出書類及び部数
公募型プロポーザル参加申請書(様式1) 及び添付書類 1部

VI. 提出図書の提出を要請する者の選定

参加申請により、参加資格を審査し、参加資格を満たしている者(以下「参加資格者」という。)を選定します。結果については、参加申請の提出者全員に令和3年1月7日(木)付けで通知するとともに、参加資格者に対し、提出図書の提出及びプレゼンテーション審査等への出席を要請します。

VII. 質疑応答

1. この要領についての質疑に対する応答は一括して行います。なお、実施要領に関する事項以外の質疑は受け付けません。
2. 質疑がある場合、次により行ってください。
 - ① 質疑は、質問書(様式4)よりEメールにて事務局に提出して下さい。(提出後、事務局に対して受信確認を行うこと。)
 - ② A4サイズ縦型、横書きとし、質問事項は、1問1枚とします。
 - ③ 質問書の受付期間は、令和3年1月8日(金)から令和3年1月13日(水)午後5時までとし、回答は、令和3年1月19日(火)に参加資格者すべてにEメールにて回答します。なお、回答はこの実施要領の追加あるいは修正と見なします。

VIII. 提出図書の提出

1. 提出方法
 - ① 提出する図書は1社につき1案とします。

② 図書の提出先は事務局とし、期限は、令和3年1月26日(火) 午後5時までとします。郵送や宅配による提出の場合も、提出期限日の午後5時までに到着した分までとします。

郵送や宅配の際には、必ず電話等により受付の確認を願います。

③ 図書等は、丸めたり、折り曲げずに提出願います。

2. 提出図書

応募者は、自己の責任において必要な書類を作成し、下記の要領で事務局へ提出してください。なお、書式は全てA4サイズ縦型で横書きを基本とします。

提出書類	記入内容	備考
表紙	住所、会社名、代表者名、担当者名等を記入してください。	様式2
業務担当者 経歴書	本業務の担当者の職歴、資格、実績等の経歴を記入してください。	様式3 業務担当者のほかに、提出時に窓口業務や検針業務担当者等が決定している場合は、業務担当者と合わせて提出してください。
会社概要等	・会社概要の分かるもの ・受注実績 受注した市町村名、業務内容	任意様式 (パンフレット可)
企画提案書	① 業務体制 管理・責任体制、人員配置計画、緊急時の応援体制、業務開始までの準備体制、契約終了時における新たな受注者への引き継ぎ体制について ② 業務遂行方法 検針・調定業務、窓口業務、収納業務、再開休止等業務、宅内検査代理業務、貯蔵品管理業務、帳票作成・資料作成について ③ 危機管理等 危機管理、従業員管理、従業員教育、地域貢献について ④ その他提案 上記項目のほか、本業務を実施するにあたり、重要と考える点について	任意様式 ①から④までの項目について、項目ごとに簡潔に表現してください。
参考見積書	・5年間の総額（消費税及び地方消費税抜き）を記載のこと ・内訳書も提出のこと	概算見積もりで結構です。正式な見積書及び内訳書は、選定業者決定後に改めて提出いただきます。

3. 提出要領

下記の①から⑤の図書を一括して封筒に入れ、密封して提出期限までに事務局まで提出してください。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 表紙 | 1部 |
| ② 業務担当者経歴書 | 6部（複数枚の場合は、簡易に閉じる） |
| ③ 会社概要等 | 6部 |
| ④ 企画提案書 | 6部（簡易に閉じる） |
| ⑤ 参考見積書・内訳書 | 1部（複数枚の場合は、簡易に閉じる） |

IX. 審査

1. 審査方法

- ① 水道料金収納事務等業務委託事業者評価委員会が本要領に基づく提出書類の審査を行います。審査は、別表1に定める評価基準に基づき行い、総合点が最も高い者を最優先候補者として選定し、次点者以降についても順位を決定する。
- ② 審査に先立ち、提出図書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施しますので、本業務の担当者（様式3に記載された者）を含む2名以内の出席を願います。日時等、詳細については、別途ご連絡します。

2. 失格

次の各号の一に該当するものは失格とし、審査の対象とはしません。

- ① 提出書類に虚偽の記載のあるもの
- ② 提出書類が提出期限までに提出されなかったもの
- ③ その他、本要領に違反するもの

3. 審査結果

- ① 審査の結果は、文書によって参加資格者宛に通知します。なお、面会や電話による結果の問い合わせには応じられません。
- ② 審査の結果について、何人も異論を申し立てることはできません。また、審査結果内容について説明を求めることはできません。

X. その他

1. 費用負担

審査結果にかかわらず、プロポーザルに要する費用は参加者の負担とします。

2. 提出書類の帰属

提出書類は、主催者に帰属するものとし、参加者への返却はしません。

3. 業務委託

- ① 選定された事業者に対し、本業務を委託する予定です。
- ② 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間の本業務に係る委託料の上限額は、92,450,000円（消費税及び地方消費税抜き）とし、各年度の年度別の委託料の上限額は、18,490,000円（消費税及び地方消費税抜き）とします。

4. 提供資料

別表2 御嵩町水道事業令和元年度検針件数等実績資料

■ 問い合わせ先：御嵩町役場 上下水道課 庶務係

(担当：長谷川、生駒)

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

TEL (0574) 67-2111 (内線2132)

FAX (0574) 67-1999 (代表)

Eメール：jo-syomu@town.mitake.lg.jp

別表 1

業務提案書等の評価基準（合計100点満点）

No.	評価項目	配点
1	受注実績・業務担当者の経験、実績	15
2	業務体制	20
3	業務遂行方法	20
4	危機管理、従業員管理、従業員教育、地域貢献	15
5	その他提案	5
6	本業務に対する取り組み姿勢	10
7	見積金額	15
	合計	100

※評価は下記の5段階とし、「配点」×1/5×「評価点」で得点を算出する。

評価点（5:とても優秀、4:優秀、3:普通、2:やや劣る、1:劣る）

※見積金額の得点は、「配点」×「全参加事業者中の最低見積金額」/「見積金額」で算出する。なお、小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。

別表2

御嵩町水道事業 令和元年度 検針件数等実績資料

	年間件数
検針件数	78,682
納付書発送件数	6,949
督促状発送件数	2,247
口座振替依頼(変更)届件数	265
名義変更届受付件数	284
開始届・休止届受付件数	131
新規・移設・改造 受付件数(上水道・下水道)	176
宅内検査件数 (上水道・下水道)	222
臨時給水受付件数	38